

空家情報登録制度実施要綱（いきいきふるさと推進事業）

□目的

中頓別に転入してくる方や自然の中での暮らし、いなか暮らしを求める方に対し、中頓別町内にある空家物件の情報を提供することで、町外からの定住促進と空家の有効利用を図ることを目的とする。

□町の役割

- 1) 町は、空家物件の情報を収集、登録するとともに、積極的にその情報を発信していかなければならない。
- 2) 町は、借受希望者からの問い合わせに対し、登録した物件の所有者との連絡調整を行う。
- 3) 町は、登録した物件の情報を提供することとし、売買をはじめとする契約等の仲介的役割を担わない。
- 4) 町は、当事者間で起きた問題について一切の責を負わない。
- 5) 町は、登録者から情報の削除を求められたときは応じなければならない。

□対象物件の登録

- 1) 物件の供給希望者は、町にその情報を登録することができる。ただし、登録の申込みができるのは、建物登記簿又は固定資産課税台帳に登記又は登録されている方に限る。
- 2) 登録者は、登録している情報を削除したいときは、町に申し出ることができる。

□情報の収集

- 1) 町の広報誌等を通じ、定期的に広く町民に呼びかけ、情報の収集に努めなければならない。

□情報の提供

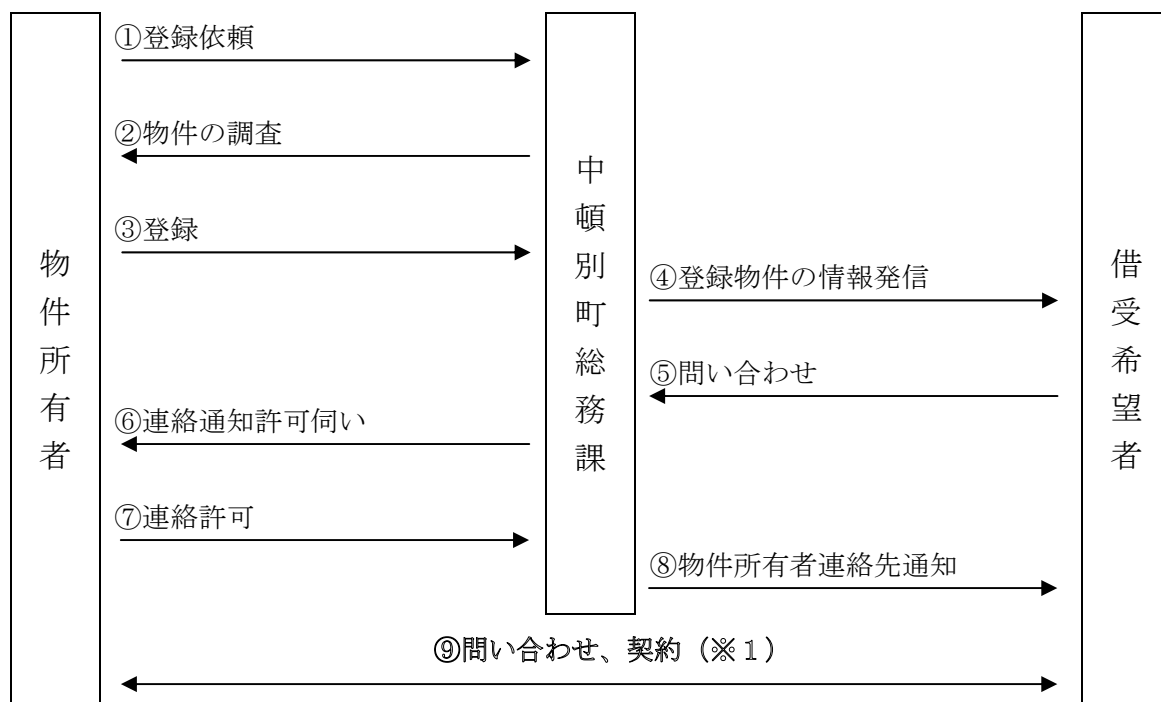
- 1) 情報の提供は町のホームページを活用する。
- 2) 掲載する情報は、対象物件に関することとし所有者に関する情報は載せない。

□問い合わせ先

空家情報提供に関する事務及び連絡調整は総務課総務グループが行う。

○問い合わせから契約までの流れ

- ① 物件所有者からの登録希望
- ② 物件の調査
- ③ 登録
- ④ 登録物件の情報発信
- ⑤ 借受希望者からの問い合わせ
- ⑥ 物件所有者へ連絡通知許可伺い
- ⑦ 連絡許可
- ⑧ 借受希望者へ物件所有者の連絡先通知
- ⑨ 借受希望者が物件所有者へ連絡、契約（賃貸、売買等）



※1 契約及び交渉は当事者間行うこととする。